

陳述書

2021年3月10日

宇佐美 翔子

1 故郷の青森でパートナーと生きる

私は、青森で生まれました。

高校生のころ、自分は女性が好きということに気づきました。大学進学で移った東京で、生き方や居場所を模索しました。日本で初めての、レズビアンとバイセクシュアル女性だけの劇団に参加したことで、東京のレズビアンコミュニティで居場所を見つけました。また、セクシュアルマイノリティの市民活動にも関わるようになりました。

東京で活動していても意識していたのは、都会で起きることと地方で起きることは違う、都会でできることと地方でできることもまた違うということです。東京のLGBTシーンは華々しいけれども、だからこそ地方のことを考えてほしいと東京レインボープライドのステージで話したこともありました。

一時期、母親から青森に呼び出されて実家に帰っていたことがあり、青森にはセクシュアルマイノリティの居場所がないと強く感じました。

2013年に母が亡くなり、パートナーに背中を押される形で、2014年、私は生まれ故郷の青森にパートナーとともに戻りました。そのまま、パートナーと一緒に、今日に至るまで青森で暮らしています。

青森でセクシュアルマイノリティの居場所づくりに関わりたいと、青森に帰ってまず、LGBTフレンドリーのコミュニティカフェ&バー「Osora ni Niji wo Kake Mashita」を開店しました。そして、同じく2014年には、青森で初めてのレインボーパレードを始めました。たった3人で始まったパレードですが、2019年には200人以上もの人たちと青森の中心街を一緒に歩くことができました。2020年には新型コロナ感染症対策のためオンライン開催になりましたが、もう7年も

続いています。

2 婚姻届の提出

2014年6月5日、青森に戻ってきたその年に、私とパートナーは、婚姻届を青森市役所に提出しました。世田谷区と渋谷区で日本初のパートナーシップ制度が始まる前の年です。もちろん、この結婚の自由をすべての人に訴訟どころか、日弁連に対する同性婚人権救済申立もまだ始まっていませんでした。

私たちは必死の思いで婚姻届を出しましたが、私たちが過ごしてきた時間は無視され、同性どうしの二人による婚姻届は受理されませんでした。

翌年の同じ日にも、私とパートナーは婚姻届を提出しました。この婚姻届も受理されませんでした。私たちの関係性は不適法と見なされ、またしても、婚姻届は返されました。

3 婚姻届を出した理由

どうして同性どうしで婚姻届を提出したのか。1つには、パートナーがパートナーとして認められないことが実際、不便だったからです。

不便は生活の様々なところにあります。若くて健康な時はそんなに考えなかったことですが、50代と30代の私たちにとっては、2人が一緒に生活する中で起こる様々な困難や緊急事態を想定しなくてはならなくなりました。ただ、それは、私たちのどちらかが病気や事故で病院にかかるといったときだけではありません。

こういうことがありました。

私の母が倒れたとき、私とパートナーは青森に戻り母のそばに付き添いました。いったん峠をこえて親戚一同が病院を引き上げた翌日の夜明け、再び危篤になったと病院から連絡がありました。私とパートナーは、すぐ病院に駆けつけました。

病院側はパートナーに聞きました。「ご関係は？」と。

パートナーは「パートナーです。」と答えました。

看護師は「血縁ですか？」と聞き、そうではないとわかるとパートナーの肩を押さえて「あなたはここに残って。」と動きをとめました。

それで、私は、この緊急事態にパートナーと一緒にいたかったのですが、看護師に止められてしまったのです。パートナーは、私と離れて、廊下にいるしかありませんでした。

私は一人で、心臓マッサージを受ける母のそばにいないければなりませんでした。そこで、私は、医師から、心臓マッサージをいつ止めるかという母の命に関わる質問をされたとき、一人ぼっちで応えなくてはなりませんでした。パートナーが一緒にいてくれたら、その決断をするときも、きっと、せめて目を合わせ、支えてもらうことができたと思います。

その後、母は亡くなり、お通夜の日、駆けつける親戚にパートナーは自分の立場を明らかにし、親戚から怪訝な顔をされながらも頑張ってくれました。

私は、婚姻関係にないことで、私のそばに普段はいつもいて、今そばにいて欲しい人のことが尊重されないということを、この時もまた、身をもって感じさせられました。こういうことは、これまでも何度もあったことでした。

母を亡くし、戸籍上は天涯孤独となったその翌年、私たちは、婚姻届を出すことにしました。

4 婚姻届の「不受理」

「同性どうしの婚姻届なんて受理されるわけないのに」と思われるかもしれませんが。しかし、私は、本当に受理されないのか、また、受理されないとしたらどうしてなのかを知りたかったのです。この国は何を理由として私たちの関係を否定するのか、同性どうしの婚姻届の提出は、その答えを得、行動をするためのものでもありました。

結果は、先ほど申し上げたとおり、2回とも、「不受理」でした。

しかし、私たちが婚姻届を出した後も、私たち自身も申立人となった日弁連に対する人権救済申立、そして、この結婚の自由をすべての人に訴訟、さらに、地方でも行われている、様々な活動。全国のみんなの声が、届けられるべきところに届きつつあること、繋がっていることを感じています。

5 婚姻届提出後のこと

2018年春、直腸がんの告知を受けました。ステージはⅢbでした。リンパに転移し、手術は難しい状況でした。私は、約10年前にも、乳がんの告知を受けており、がん治療だけでなく、法的関係の無い間柄が病院で受ける扱いが非常に不安定であることには経験がありました。

私たちは、既に、アメリカでマリッジライセンスを取得していましたが、それだけでなく、青森の弁護士事務所に行って、弁護士さん立ち会いのもと、看護と治療に関する判断をパートナーに任せるといった委任状まで作りました。弁護士さんは、立ち会ったということで署名をしてくれました。

私は、病院には、いつもそばにいるパートナーが誰なのか、どういう関係の人なのか、そのまま伝えて、治療方針や同意、もしものときの判断をパートナーにしてもらいたいと考えていました。

マリッジライセンス、そして、委任状といった書類を持って、病院に行きました。そして、書類を見せ、何かがあったときにはパートナーに連絡をして欲しいと伝えました。しかし、病院では、「連絡ができるかは保障できない」と言われました。そして、「どんなに遠くてもいいので血縁はいないのか」と何度も尋ねられました。

結婚している男女の夫婦であれば、こんなことにはならないと思います。しかし、何かあればパートナーに連絡して欲しいというただそれだけのことが、同性どうしの私たちには保障されませんでした。

「何もしなければ命は年内」と言われる中、「緊急のときには連絡が行かないかもしれない」と言われてしまった私は、なかなか治療に専念できませんでした。その病院は大きな病院でした。がんの治療については信頼していて、いろいろ治療して欲しいと思っていました。

しかし、結局、その病院では治療に専念ができないので、余命宣告された期間まで無駄な時間は全く無いにもかかわらず、病院を移ることになりました。

私は、住んでいる地域や病院によって、その少しの匙加減で、私たちの命、また、

治療する権利、機会に差があるということ、身をもって経験しました。

6 一刻も早く、婚姻の平等を

2015年に世田谷区と渋谷区でパートナーシップ制度が始まり、次々にいろいろな地域でパートナーシップ制度が始まる中、私たちが住む青森、そして、東北では、なかなかパートナーシップ制度が導入されませんでした。

2020年12月、やっと、青森県弘前市でパートナーシップ制度が導入されました。しかし、東北ではまだ弘前市だけです。パートナーシップ制度には法的拘束力はなく、パートナーシップ制度ができれば万全ということではありませんが、なかなか導入されないたくさんの地域、導入されてもまだ1自治体だけである青森、東北のことを思うと、私は、生きる場所を制限されていると感じます。

そして、2021年1月、私たちの長年の友人で、いつも私たちのことを気にかけてくれていた佐藤郁夫さんが亡くなりました。郁さんは、2019年2月に提訴した、結婚の自由をすべての人に東京訴訟の原告でした。

郁さんはパートナーのよしさんと一緒に、青森のパレードにも来てくれていました。私たちが行けなかった東京のパレードを、「故郷を帰れる街にしたい」というプラカードを持って歩いてくれたこともありました。郁さんは、「原告になった時にも、いつも2人と一緒に闘っている気持ちで、それはこれからもずっと変わりません。

『故郷を帰れる街にしたい』のプラカードを持って東京のパレードを歩いた時と同じ気持ちです」と言ってくれていました。いつだって郁さんは、私たちのことに思いを寄せてくれていました。

郁さんは、東京地裁の法廷で、「死ぬまでの間に、パートナーと法律的にきちんと結婚し、本当の意味での夫夫（ふうふ）になれば、これに過ぎる喜びはありません」と述べていましたが、間に合いませんでした。

私のがんは、3年前に告知されたときはステージⅢbでしたが、ステージⅣになりました。

住む場所で違いがないように、全国どこでも隅々まで行き渡る保障をください。

この国に既にともに生活している、私たちに安心をください。

どうか、もうこれ以上間に合わないということがないように、一刻も早く、婚姻の平等が日本でも実現されるように判決をしてください。お願い致します。

以上